

令和4年4月14日
国 税 審 議 会

令和4年度（第72回）税理士試験の 試験実施地の変更について

令和4年度（第72回）税理士試験の試験実施地について、令和4年4月8日付けで公告した官報の試験実施地に群馬県、神奈川県及び京都府を新たに追加しました。

については、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第6条の規定に基づき、本日付けの官報で試験実施地を公告しましたので、ご確認ください。

申込書類の提出に当たっては、埼玉県又は群馬県で試験を受けようとする方は関東信越国税局に、東京都又は神奈川県で試験を受けようとする方は東京国税局に、大阪府又は京都府で試験を受けようとする方は大阪国税局に郵送してください。

なお、受験地の希望は受け付けません。

また、受験申込後における受験地の変更は認められません。

おって、実際に試験を受ける会場（試験場）は、令和4年7月1日（金）以降順次郵送する受験票に記載して通知します。

今後、新型コロナウイルス感染症を巡る状況等を踏まえ、実施方針等に変更が生じた場合には、官報をもって公告するとともに、本ホームページに掲載してお知らせします。

※ 試験場等に係る国税審議会や国税局等へのお問合せは、ご遠慮いただきますようお願いいたします。